

感染症による「登園停止期間の基準」について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活をともにする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について別紙の「登園許可証」の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮下さい。

感染症名	登園停止期間の基準
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
風しん	発しんが消失してから
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日を経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで

専門医様

保育園では園児が集団で生活をともにする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで子ども達が快適に生活できるよう願っています。

園児がよくかかる下記の感染症につきまして、現在、かかっている病気が治癒し、または、軽快して他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、大変お手数をお掛けしますが、下記の登園許可証にご記入をお願い致します。

登園許可証

(保護者記入欄)

大宮保育園

クラス名

園児氏名

病名(主治医記入欄・・・該当に○をお願い致します。)

- ・麻しん(はしか)
- ・インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・風しん
- ・水痘(みずぼうそう)
- ・流行性耳下腺炎(おたふくか)
- ・結核
- ・咽頭結膜熱(プール熱)
- ・流行性角結膜炎
- ・百日咳
- ・腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)
- ・急性出血性結膜炎
- ・髄膜炎菌性髄膜炎

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

年 月 日より

年 月 日

医療機関

医師名

印 又は サイン